

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主をはじめ、従業員・顧客・取引先・債権者・地域社会等、当社グループを取巻くさまざまなステークホルダーと公正で良好な関係を構築し、当社グループの持続的な成長と長期的な視野に立った企業価値の向上を目指しております。そのため、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みを構築することを重要な課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンスの充実に継続して取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2- 議決権の電子行使環境の整備及び招集通知の英訳】

当社は、議決権電子行使プラットフォームを利用しておりませんが、今後は株主構成における機関投資家や海外投資家の比率を踏まえ、適切な環境整備に努めてまいります。なお、招集通知の英訳は、上場後、最初の基準日に係る株主総会より、招集通知(要約)の英文提供を予定しております。

【補充原則4-1- 最高経営責任者等の後継者の計画】

当社は、現時点におきましては最高経営責任者等の後継者に関する明確な計画は有しておりませんが、原則として取締役会長の提案を受け、取締役会において当該候補者の知識、経験、能力や、当社の経営理念を継承し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためにリーダーシップを発揮できる人物であるかどうか等を多面から慎重に検討・審議した上で選定することとしております。

当社における最高経営責任者等の後継者候補の選定に係る手段・プロセスや育成に係るプログラム等の在り方については、上場後、2021年6月開催予定の定時株主総会までに発足する任意の指名報酬委員会にて検討する予定であります。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

【補充原則4-2- 役員報酬のインセンティブプラン等】

当社は、経営陣の報酬を中長期的な業績に連動させることは、持続的な成長に向けたインセンティブになるものと理解しております。今後は、自社株報酬等、より持続的な成長に寄与すると考えられる報酬制度について、上場後、2021年6月開催予定の定時株主総会までに発足する任意の指名報酬委員会にて検討する予定であります。

【原則4-3 取締役会の役割・責務(3)】

取締役会による経営陣・取締役に対する実効性の高い監督とその評価につきましては、【補充原則4-10】の指名報酬委員会等の任意の委員会の設置を予定しており、その中で実施する予定であります。

【補充原則4-8- 筆頭独立社外取締役の決定等】

当社は2名の独立社外取締役を選任しておりますが、独立社外取締役間での序列や上下関係を作らず、能力を個々に発揮しやすい体制とすることが独立社外取締役を有効に活用できると考えており、筆頭独立社外取締役等を選任する予定はありません。なお、2名の独立社外取締役は監査等委員であり、経営陣との連絡・調整は常勤監査等委員及び取締役会事務局により円滑になされていると考えております。

【原則4-10 機関設計における任意の仕組みの活用】

【補充原則4-10- 指名報酬委員会等の任意の委員会の設置】

当社は、現在のところ任意の指名委員会・報酬委員会は設置しておりませんが、取締役会による統治機能の更なる充実のため、上場後、2021年6月開催予定の定時株主総会に向けて社外取締役を半数以上とし、社外取締役を委員長とする任意の指名報酬委員会を発足させる予定であります。

【原則4-11 取締役会のジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模の確保】

当社取締役会の適正規模という面につきましては、取締役に生産・販売・財務・経営管理等に係る十分な知識・経験・能力及び国際経験を備えた者を、バランスを考慮して選任しておりますが、ジェンダーという面では、現在の取締役は全員男性であります。今後につきましては、ジェンダーという側面からも最適な構成となるように努めてまいります。

【補充原則4-11- 取締役会の実効性の分析・評価】

当社では、取締役会の実効性についての分析・評価等は現在実施しておりませんが、取締役会の実効性についての分析・評価の実施の是非等を含め、当社取締役会の機能向上への寄与が期待できる施策について今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社では純投資以外の目的で、政策保有株式として得意先企業及び仕入先企業等の株式を保有しております。

取引上の安定的な関係の維持・強化もしくは情報収集を目的とし、長期保有を原則としておりますが、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、保有の妥当性を資本コストに見合っているか等を具体的に検証し、その内容を有価証券報告書に開示してまいります。

政策保有株式の議決権行使に当たっては、当該企業の方針・戦略を勘案した上で、議案ごとに中長期的な視点で当該企業の企業価値の向上や当社を含めた当該企業の株主の利益に適っているか等を総合的に勘案して行使することとしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者等との取引が株主共同の利益を害することのないよう、「関連当事者等管理規程」を制定し、原則として関連当事者取引は行わない方針としております。やむを得ず取引を行う場合には、取締役会にて取引条件・取引内容について審議し、事前に承認を得るよう定めております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社グループは、確定給付企業年金制度を保持しております。

当該基金はアセットオーナーとして機能を発揮できるよう、代議員会、理事会、資産運用委員会を設置し、年間資産運用計画・資産運用指針を策定し運営しております。運用機関からは四半期ごとの運用成果の報告を受け、評価を行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ

当社グループの経営理念は、当社ホームページ及び会社案内等で公開しております。

経営理念に基づく中期的な経営方針及び経営戦略、経営計画については、有価証券報告書に記載してまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する考え方と基本的な方針

本報告書の「2-1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬等については、株主総会において承認を得た範囲内で、監査等委員でない取締役については取締役会の一任を受けた取締役会長が内規に基づいて策定し、監査等委員会の意見を聴取のうえ決定しております。監査等委員である取締役については、監査等委員間の協議で内規に基づいて決定しております。

なお、社外取締役を半数以上とし、社外取締役を委員長とする任意の指名報酬委員会を、上場後、2021年6月開催予定の定時株主総会までに発足させる予定であり、指名報酬委員会にて報酬に関して審議を行い、取締役会はその助言・意見を最大限尊重し決定する予定であります。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役会は、経営陣幹部を含む取締役（監査等委員を除く）候補を取締役会長または社長の推薦により、見識・経験が豊富であり、それぞれの部門の業務に精通し、誠実な人格を有し、執行能力に優れた者を監査等委員会の意見を聴取のうえ指名しております。また、経営陣幹部の解任は、当社グループ業績等の適切な評価を踏まえ、取締役会での慎重な協議によりそれを決定します。監査等委員候補は、会社経営、危機管理、企業法務、財務会計等に関する専門的な知見を持ち、中立的、客観的な視点から取締役の職務執行を監査し、当社の健全経営の維持向上への貢献が期待できる者を、取締役会の審議を経て指名しております。

なお、社外取締役を半数以上とし、社外取締役を委員長とする任意の指名報酬委員会を、上場後、2021年6月開催予定の定時株主総会までに発足させる予定であり、指名報酬委員会にて指名に関して審議を行い、取締役会はその助言・意見を最大限尊重し決定する予定であります。

(5) 経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

個々の選解任・指名については株主総会招集通知において開示する予定であります。

【補充原則4-1- 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社は、監督と執行の機能分離を進め、経営のスピードアップと経営責任の明確化のために監査等委員会設置会社に移行し、定款及び取締役会規程の規定に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができるようにしております。なお、委任する業務執行は社内規程により明確にしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の独立性判断基準及び資質を下記のとおり定めております。

< 独立性判断基準 >

当社において、以下の事項に該当しない場合、社外取締役に独立性があると判断する。

当社及び当社の子会社、関連会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行者、または過去10年間ににおいて業務執行者に該当していた者
当社グループを主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払を当社グループから受けた者をいう）、またはその業務執行者

当社グループの主要な取引先である者（当社グループの直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払を当社グループに行った者をいう）、またはその業務執行者

当社グループの主要な借入先である者（当社グループの直近事業年度における連結総資産の2%を超える額を当社グループに融資している者をいう）、またはその業務執行者

当社グループから多額の寄付または助成を受けている者（過去3事業年度の平均で年間1,000万円またはその者の平均年間総費用の30%のいずれか高い額を超える寄付、助成を受けている者をいう）、またはその業務執行者

当社グループの業務執行者を取締役として受け入れている会社またはその親会社、若しくはその子会社の業務執行者

当社グループの会計監査人である監査法人の社員、パートナーまたは従業員である者

弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタントであって役員報酬以外に当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益を得ている者（その者が個人の場合は過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を受けている者、その者が法人の場合はその者の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上と1,000万円のいずれか高い額以上の金銭その他の財産上の利益を受けている法人に所属する者をいう）

当社の総議決権の10%以上を直接若しくは間接に保有する株主、またはその業務執行者

当社グループが総議決権の10%以上を直接若しくは間接に保有する会社の業務執行者

上記 からまでのいずれかに過去3年間ににおいて該当していた者

上記 からに該当する者の配偶者または二親等以内の親族

< 資質 >

当社の独立社外取締役は、会社経営、危機管理、企業法務、財務会計等の専門的な知見を有する者を指名する。

【補充原則4-11- 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模の考え方】

当社は、定款で定める員数の範囲内で取締役会を構成しております。取締役候補の指名については、社内外を問わず、その業務経験、見識、専門性等を総合的に評価・判断するとともに、実効性及び実質的な議論を確保するため、取締役会全体としてのバランス及び多様性も考慮して指名を行っております。

また、独立社外取締役は当社の定める独立性基準と資質の要件を満たし、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないと判断されることを要件として指名を行っております。
取締役の選任に関する方針、手続については、【原則3-1】(4)をご参照ください。

【補充原則4-11- 取締役の兼務状況】
当社の社外取締役及び取締役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間、労力を取締役及び監査等委員の業務に振り向け、兼務については合理的範囲に留めております。
なお、現在の社外取締役及び取締役の兼務状況は、「定時株主総会招集ご通知」の参考書類で開示しております。

【補充原則4-11- 取締役会の実効性の分析・評価】
上述の【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

【補充原則4-14- 取締役のトレーニング方針】
当社は、新任の業務執行取締役に対し、企業経営、コンプライアンス等に関する研修を実施し、また、業務執行取締役及び監査等委員である取締役を対象に、継続的に外部研修に参加する機会を提供し、会社はその費用を負担することとしております。
さらに、社外取締役は、当社グループの事業の理解を深めることを目的として、随時、事業に関する説明を受け、視察を実施する等の施策を講じております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との相互理解を深め、信頼関係を構築するためには、適時、適切かつ積極的な情報開示と、双方向のコミュニケーション活動が重要であると考えており、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主からの対話の申込みに対しては、広報・IR部署担当役員を責任者として、合理的範囲で前向きに対応してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
保 芦 将人	4,954,450	22.31
株式会社紀鳳産業	918,181	4.13
株式会社みずほ銀行	910,000	4.10
株式会社匠屋松兵衛	790,000	3.56
紀文グループ社員持株会	736,819	3.32
落合 正行	589,035	2.65
キッコーマン株式会社	568,181	2.56
野村ホールディングス株式会社	500,000	2.25
株式会社大和証券グループ本社	450,000	2.03
みずほキャピタル株式会社	370,000	1.67

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

・大株主の状況は、上場に行っていた公募・売出しの状況を把握可能な範囲で反映したのとなっており、当該公募・売出しによって株式を取得した株主の状況は反映していません。
・所有株式数割合(%)は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当する事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松尾 翼	他の会社の出身者								○			
松本 榮一	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松尾 翼	○	○	松尾 翼氏が代表を務める弁護士法人松尾総合法律事務所と当社との間では法律顧問契約を締結しております。 しかしながら、当社の法律顧問業務は同氏を除く3名の同事務所所属弁護士が行っており、同氏は関与しておらず、同氏の当社社外取締役業務に関して同事務所内において業務及び情報隔壁を設けて頂いております。 したがって、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。	長年にわたる弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを当社に生かしていただく目的で監査等委員である社外取締役として選任しております。 また、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社取締役会が制定した独立性判断基準に照らして、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

松本 榮一	○	○	-	長年にわたる公認会計士及び税理士としての業務経験を有しており、それらを当社に生かしていただく目的で監査等委員である社外取締役として選任しております。 また、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社取締役会が制定した独立性判断基準に照らして、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
-------	---	---	---	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社では監査等委員1名が常勤であることから、適切な情報の伝達、十分な情報の収集、会計監査人や内部監査部門との緊密な連携を実現できるものと判断し、現在は監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置いておりません。なお、監査等委員会より求めがあった場合には、必要な使用人を置くことで監査等委員会の職務遂行を補助する体制を確保することとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人(EY新日本有限責任監査法人)から、その職務の執行状況について報告を受け、意見・情報の交換を行う等、緊密な連携を図っております。

また、内部監査部門(内部統制室)より、内部監査の結果及び改善状況並びに財務報告に係る内部統制の評価の状況について報告を受けるほか、必要に応じて定期的に情報交換の場を持ち、同行監査・立会を実施する等、緊密な連携を図っております。

さらに、会計監査人・内部監査部門・監査等委員会の三者による会合を定期的に持ち、情報交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を、全て独立役員に指定しております。

なお、当社では、2021年6月開催予定の定時株主総会において、新たに1名の社外取締役(独立役員)を追加で選任する予定であります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現在のところ、取締役へのインセンティブ付与は実施しておりませんが、今後の検討課題と認識しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

2020年3月期の社外役員を除く役員に対して支給した役員報酬額は、監査等委員及び社外取締役を除く取締役8名に対して総額282.3百万円、社外取締役を除く監査等委員である取締役1名に対して総額11.25百万円、退任した常勤監査役2名に対して総額7.5百万円であります。
また、社外役員に対しては、退任した社外監査役2名を含む4名に総額14.06百万円を支給しております。
なお、報酬の個別開示は、取締役1名に対する127.2百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については株主総会において承認を得た範囲内で、監査等委員でない取締役については取締役会の一任を受けた取締役会長が内規に基づいて決定し、監査等委員会の意見を聴取のうえ決定しております。
監査等委員である取締役については監査等委員間の協議で内規に基づいて決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の開催に際しては、事前に社外取締役に資料を送付し、必要に応じ説明を行っております。
また、社外取締役から補助を要求された場合は、常勤監査等委員である取締役並びに取締役会事務局及び内部監査部門等が対応して各種情報収集・調査を行うこととしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

― 名

その他の事項

当社は、退任した役員を委嘱の対象とする相談役・顧問の制度を設けており、元代表取締役社長や元最高経営責任者等に該当する者はおりませんが、その有する知見の伝承等を目的に、元役員である相談役・顧問を11名選任しております。今後は、必要とする人物像及び透明性を明確にすべく、2021年6月開催予定の定時株主総会をもって当該制度を廃止し、新たに高度な知見やノウハウ等を有し、当社の企業価値向上に資すると考えられる役員経験者、外部有識者を起用するシニアアドバイザー制度及びその選任等に関与する任意の指名・報酬委員会を発足する予定としております。上記に記載した11名につきましては、現制度の廃止・新制度の発足時に全員退任する予定であります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は取締役会及び監査等委員会設置会社であります。当社の経営上の意思決定、業務執行及び監督の機関は以下のとおりであります。

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役10名(うち社外取締役2名)で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項の他、経営に関する重要事項を決定すると共に各取締役の業務執行の状況を監督しております。

(2) 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員3名(うち社外取締役2名)で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行の監査を行っております。社外取締役は、それぞれの職務経験や専門的な見地より経営監視を実施していただくこととしております。
また、当社は監査等委員会の監査・監督機能の発揮に資するため、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な会議への出席による情報収集並びに内部監査部門である内部統制室と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、常勤監査等委員1名を選定しております。

(3) 責任限定契約の内容

当社と3名の非業務執行取締役は会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項において定められた最低責任限度額であります。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(4) 会計監査人

当社は、会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、会計監査を受けております。当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

(5) 経営執行会議

経営執行会議は、当社社内取締役、役付執行役員並びに事務局等のその他代表取締役会長が指名する者で構成しており、原則週1回定期的に開催し、取締役会に付議される事項で重要な案件及び定款及び取締役会規程に基づき取締役会が取締役に委任した重要な業務執行の決定について協議を行っております。

(6) リスク管理委員会

リスク管理委員会は、リスク管理規程に基づき、経営上の様々なリスクの俯瞰的な把握とそこで把握したリスクへの対応に係る計画である「リスク管理計画」を取締役会の承認のもとに毎期策定し、その対応状況の確認を行っております。

(7) コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、委員長を取締役会において選定し(現委員長は代表取締役社長)、委員長により指名される者が委員となり委員長とともに委員会を構成して、行動規範・行動指針の策定をはじめとするコンプライアンス施策の策定と遵守状況の確認を行っております。

(8) 内部統制室

当社は、内部統制状況のモニタリングの見地から、当社の財産及び業務を適正に把握し、経営の合理化並びに能率の増進に寄与するとともに、意思疎通の実をあげ、あわせて各業務相互の連絡調整に努めることを目的として、他の業務部門から独立した代表取締役社長の直轄の組織として内部統制室(室長1名、担当者4名の合計5名)を設置しております。内部統制室においては、会計や業務の適正性等の当社及び関係会社の業務全般について内部監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社であり、2名の社外取締役を含む監査等委員を会社運営の意思決定機関である取締役会の構成員とすることで取締役会内でのより中立的な監視機能を持たせ、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るとともに、会社法で除外する事項を除く重要な業務執行の決定の一部を業務執行取締役に委任できる環境を整え、迅速な経営判断のもとに機動的な会社運営を可能とすることで企業価値のさらなる向上に資するものとして、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

なお、上場後、2021年6月開催予定の定時株主総会までに監査等委員である社外取締役を委員長とする任意の指名報酬委員会制度を発足させる予定であります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、可能な範囲で法定期限より早期に発送することに取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日は、集中日を避けるよう留意します。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	上場後、最初の基準日に係る株主総会より、招集通知(要約)の英文提供を予定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社グループは、株主をはじめ、従業員、お客様、取引先、債権者、地域社会等当社グループを取巻くステークホルダーに対して、当社グループに対する理解を促進し、重要な情報の公正かつ適時・適切な開示を行います。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表時等、定期的な開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表時等、定期的な開催を検討しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社コーポレートサイト内にIRページを設置し、決算情報及び適時開示資料を掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	グループ統括室広報部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループでは、「行動規範・行動指針」を定めており、株主をはじめ、従業員・お客様・取引先・債権者・地域社会等、当社グループを取巻くステークホルダーの立場を尊重し経営を行うことで、ステークホルダーから信用を得られるよう努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	事業活動を通して環境負荷の低減に努めるとともに、お客様と一体となった活動を推進します。企業市民としての務めを果たしてまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社コーポレートサイトへの掲載、及び適時開示を通じて、各ステークホルダーに対して迅速、正確かつ公平に情報開示を行ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に則り、取締役会において、「内部統制システムの構築に係る基本方針」を以下のとおり定めております。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会は、法令の遵守はもとより、企業としての社会的責任を果たすために企業活動の原点とすべき理念・指針を示し、これを自ら率先垂範するとともに、全社への浸透を図る。
 - ・取締役会は、法令に定めるもののほか取締役会に付議・報告すべき事項その他取締役会の運営に関する事項を定めた規程を整備し、当該規程に則り、意思決定を行い、また取締役の職務執行を監督する。
 - ・弁護士等外部の専門家への照会と指導・助言を得られる体制を整備する。
 - ・法令違反等の発生抑止と早期の是正を図るため、ヘルプライン(内部通報窓口)を設置する。
- (2) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・法令遵守及び財務報告の信頼性を確保するために必要な組織体制と諸規程を整備する。
 - ・内部監査担当を設け、内部監査を実施することにより、業務の遵法性を確保する。
 - ・弁護士等外部の専門家への照会と指導・助言を得られる体制を整備する。
 - ・法令違反等の発生抑止と早期の是正を図るため、ヘルプライン(内部通報窓口)を設置する。
- (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・保存、管理すべき文書(情報)及びその保存期間等を定めた規程を整備し、当該規程に則った管理を行う。
 - ・ITを活用し、必要な情報が適時・適切に伝達され、また、必要な情報にアクセスできる体制を構築する。
- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・購買、生産、品質管理、販売等の主要な業務に付随し発生が予想されるリスクについては、その発生の抑止と対処の基本方針を定めた規程を整備し、当該リスクに対するマネジメント(コントロール)を行うことを基本とする。
 - ・会社の存立の基盤に影響を及ぼしうるリスクその他突発的な事態等については、必要に応じて役員、部署門長等から成る委員会等を設置し、当該リスクに対するマネジメント(コントロール)を行う。
- (5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・組織機構に関する規程並びに職務の分掌及び権限に関する規程を定め、効率的な業務執行体制を構築する。
 - ・中期経営計画及び年度事業計画の策定を行うとともに、計画の進捗を適時・的確に把握できる管理体制を構築する。
 - ・計画に重大な影響を及ぼす事項を検討・審議するため、必要に応じて、役員・部署門長等から成る会議体を設置する。
 - ・ITを活用し、必要な情報が適時・適切に伝達され、また、必要な情報にアクセスできる体制を構築する。
- (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社は、円滑なグループ運営を図るための規程を整備し、グループ各社との間で経営の管理に係る契約等を締結して、企業集団として適切な内部統制システムが構築され運用されるよう管理する。
 - ・グループ各社は、当社が示す方針・規程等に準拠し、それぞれの会社の規模・事業内容に適した内部統制システムを構築し運用する。
 - ・当社は、グループ各社の業務執行の状況その他グループ各社を管理するうえで必要な情報が当社へ適切に報告されるよう情報の伝達体制を整備するとともに、グループ各社が参画する会議等を定期的に開催する。
 - ・当社は、グループ各社に対して必要に応じ、当社の内部監査担当による監査を実施する。
- (7) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・(要請のあるときは)監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人として監査等委員付を置く。
 - ・監査等委員付は、監査等委員会の職務を補助することを専業とし、他の職務を管掌(兼務)しない。
- (8) 監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項
 - ・監査等委員会を補助すべき取締役及び使用人(監査等委員付)の任命、異動、人事考課(業績評価)等人事権に係る事項の決定に際しては、監査等委員会と事前協議を行う。
- (9) 監査等委員会を補助する取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査等委員会を補助すべき取締役及び使用人(監査等委員付)が、その職務を遂行するにあたり必要な協力を得られるよう関係規程等にその旨を定め社内に周知する。
- (10) 取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会の報告に関する体制
 - ・代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等監査等委員が出席する会議において、随時報告を行う。
 - ・取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人等は、監査等委員会規程及び監査等委員会監査等基準に従い、監査等委員の要請に応じ、必要な報告を行う。
 - ・稟議書等の重要文書は、これを監査等委員会に回覧する。
 - ・グループ各社は、当社が示す方針・規程等に準拠し、それぞれの会社の取締役、監査役等から当社の監査等委員会へ必要な情報が報告される体制を整備し社内に周知するとともに、グループ各社の監査役が参画する会議等を定期的に開催する。
- (11) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・監査等委員会へ報告したことを理由として不利な取扱いは行わない旨を関係規程等に定め社内に周知する。
- (12) 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものについて生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項)
 - ・監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)に要する費用については、監査等委員会と協議のうえ当期の活動予算を付与し、当該予算を超える緊急かつ臨時に生じた費用や債務があるときは、監査等委員の請求により当該費用又は債務を速やかに支払う。

(13) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役会その他重要な会議への出席等、監査等委員会規程及び監査等委員会監査等基準に従い、監査等委員の会社の重要な情報へのアクセスを確保する。

・内部監査担当は、当社の監査等委員及びグループ各社の監査役との間に定期的な情報交換等を行う等、監査の実効性を向上すべく連携の充実に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では「反社会的勢力対策規程」を制定しており、その基本方針については、反社会的勢力との間に取引等の一切の関係を持たず、当社が反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わることは、如何なる形であっても絶対にあってはならないと定めております。

なお、取引業務にあたり、新規取引を行う場合は、同規程に基づき、インターネット検索、日経テレコン、社内データベース検索(必要に応じて暴力追放運動推進センターへの調査依頼、弁護士への相談、警察への相談等)により反社会的勢力チェックを実施しており、反社会的勢力で無いことが確認された取引先のみ、取引の許可・不許可を判断することとしております。加えて、既存取引先についても、1年に1度反社チェックを実施することとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

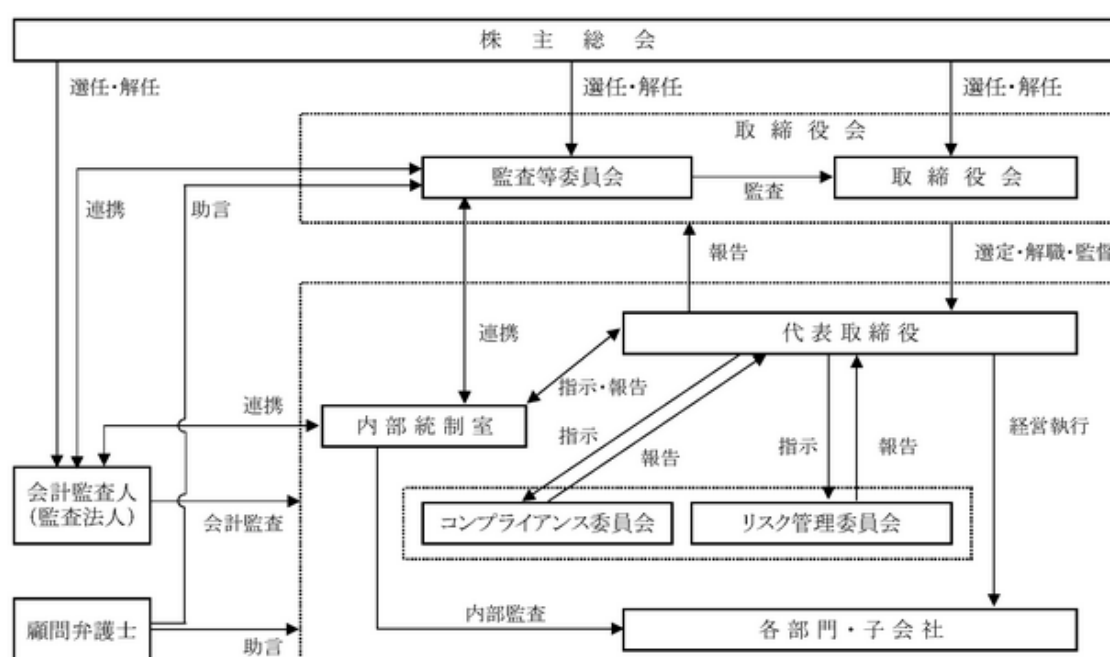
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

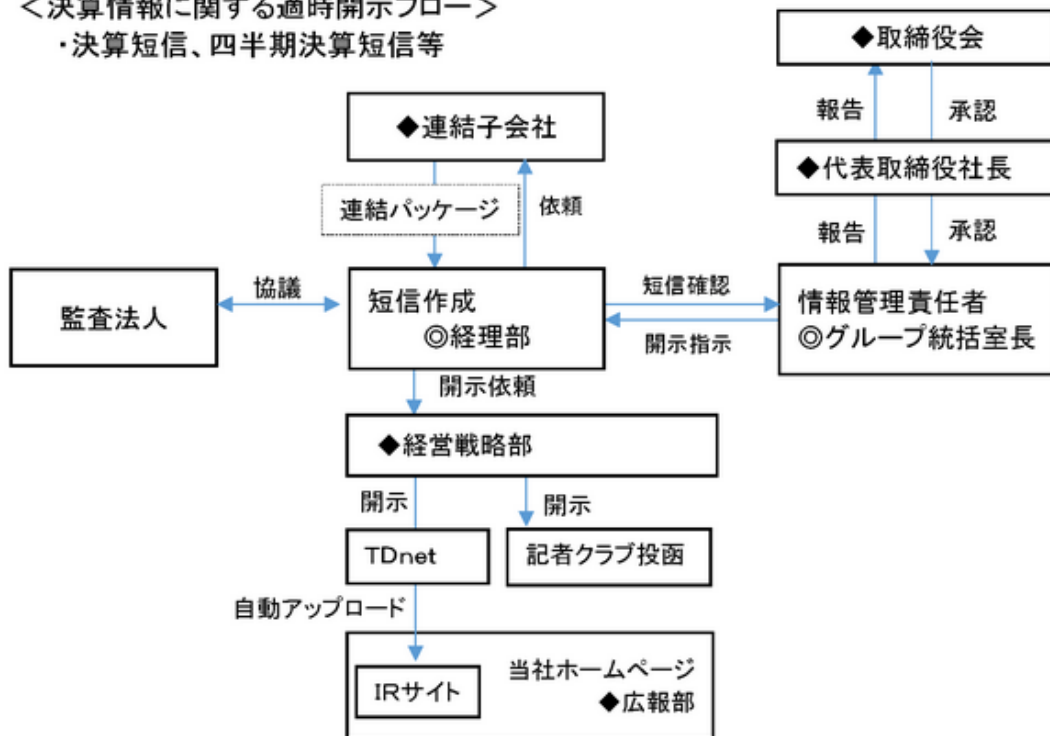
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として記載しております。

【コーポレート・ガバナンス体制(模式図)】

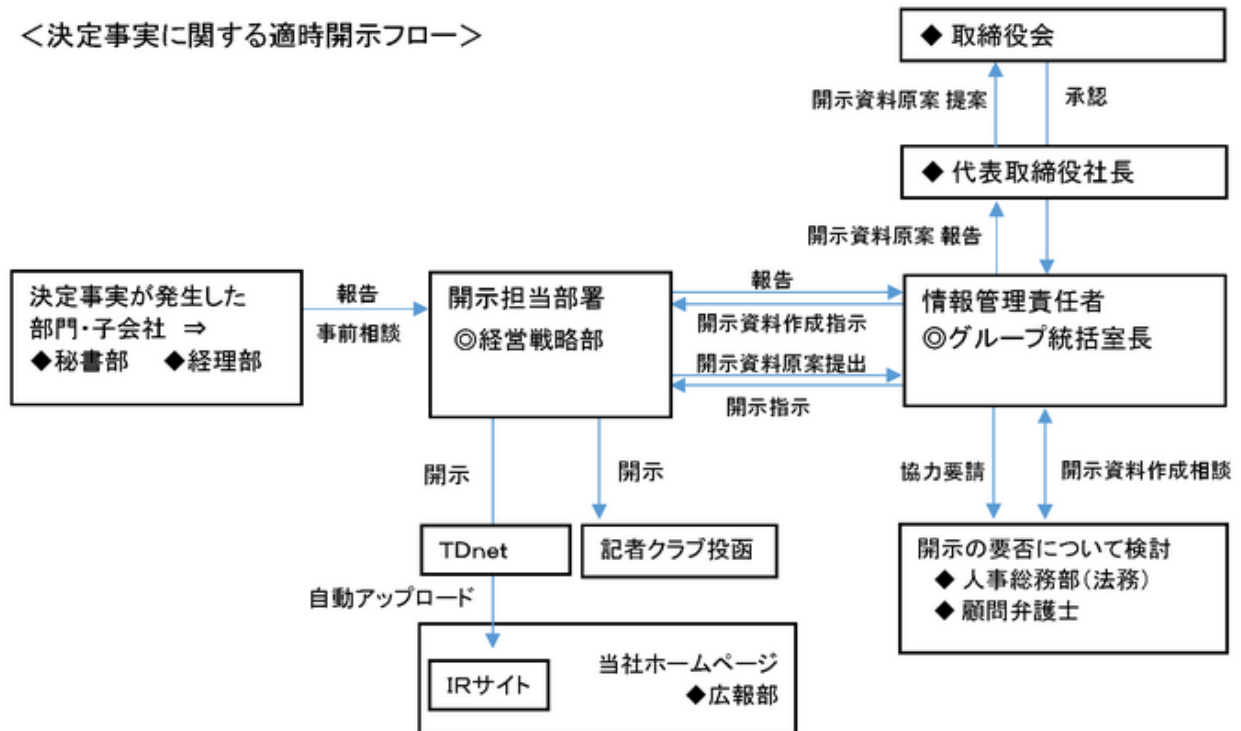


【適時開示体制の概要（模式図）】

＜決算情報に関する適時開示フロー＞
・決算短信、四半期決算短信等



＜決定事実に関する適時開示フロー＞



＜ 発生事実に関する適時開示フロー ＞

